内閣官房令

○内閣官房令第二号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条第二号の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和四年四月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後		
別表（第一条関係）		
所在地	官署	
［略］	［略］	［略］
福島県	［略］	［略］
［削る。］	［削る。］	
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

改正前		
別表（第一条関係）		
所在地	官署	
［同上］	［同上］	［同上］
福島県	［同上］	［同上］
いわき市田人町貝泊字久子ノ内五一	［同上］	磐城森林管理署貝泊森林事務所
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

デジタル庁令・省令

○デジタル庁・法務省令第一号

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）の施行に伴い、及び電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第六条第一項第二号の規定に基づき、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年四月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　古川　禎久
法務大臣
経済産業大臣

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（利用者の真偽の確認の方法）	（利用者の真偽の確認の方法）
第五条　法第六条第一項第二号の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。	**第五条**　［同上］
一　認証業務の利用の申込みをする者（以下「利用申込者」という。）に対し、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書、戸籍の謄本若しくは抄本（現住所の記載がある証明書の提示又は提出を求め	一　［同上］